

池田町上下水道事業水道料金システム更新仕様書

1. 池田町上下水道事業水道料金システム導入に関する基本方針

本町における水道行政事務の効率・高度化及び経費抑制を推進し、未収債権管理強化や事務量の軽減を図りながら、正確で安定的な住民サービスが提供できる体制づくりを整えるため現水道料金システムを更新し、新しい水道料金システム（以下「本システム」という。）を導入しようとするものである。

- ① 本システムは、令和9年4月1日までに本稼働させること。
- ② 将来の拡張性を考慮し、5年間使用に耐えうる能力及び仕様であること。
- ③ 年1回程度の軽微なシステムバージョンアップは無償で対応すること。
- ④ 稼働前後の本システム導入については、職員研修や業務管理面、システム運用面で充実した支援体制を講じられることが可能であること。
- ⑤ 経費の二重投資等を防止し、無駄のない経済的な構築を行うこと。
※利用可能な既存機器は有効活用すること。
- ⑥ 導入時点での最新機器を導入するよう努めること。
- ⑦ 水道料金の納入通知書等対住民向けの帳票については、本町職員と協議し柔軟に対応すること。
- ⑧ 本システムへのデータ移行については、円滑に行えるよう協力して行うこと。なお、既存システムからのデータ移行については、既存業者から出力されたデータを変換し、現未収データはすべて取り込むこと。ただし、既存システムからのデータ抽出費用は本提案には含めない。
- ⑨ 本システムのデータ移行に重点を置き、可能な限りリスクの少ない提案をするとともに、移行時において職員の通常事務に負荷のかからない方式を最大限検討すること。
- ⑩ 本システムの保守に関しては、現地訪問やリモート保守を基本とする。また、対住民システムであり、トラブル時に迅速かつ確実な対応を求めるため、自社開発のシステムを提案すること。
- ⑪ ハードウェア保守に関しては、保守体制及び保守会社を明確に提示すること。
- ⑫ 本町以上の人口規模の市町村への導入実績のあるシステムで現在稼働しているシステムであること。

2. 調達内容の詳細

（1）本調達業務期間

- ①構築期間：契約締結日～令和9年3月31日
- ②システム稼働日：令和9年4月1日（本稼働）

ただし、システム構築及び導入の工程に対して調達期間が明らかに不足する場合は、協議の上期間の延期を行うものとする。

(2) 本調達業務の範囲

本調達業務の範囲は、以下のとおりとする。また、本調達業務を実施するに当たり、必要な各工程における基本事項をまとめた業務計画書及び導入スケジュールを提出すること。

- ① 打合せ協議及び設計業務
- ② ハードウェア及びソフトウェアの整備
- ③ パッケージシステム構築
- ④ システム導入に関する作業
- ⑤ システム保守
- ⑥ その他導入に必要な附帯的な業務

(3) ハードウェア

1. 本システムが安定稼動するものとする。

本町にて利用している2台の職員用パソコンで本システムが稼動できること。

※ クライアントPC及びプリンタは既設のものを利用することとする。参考までに、システム利用予定のクライアントPCのスペックを以下に示す。ただし、実際に利用するクライアントPCのバージョン及びスペックは、本稼働までに変更されることがある点に留意すること。

- ・ OS : Windows11 Pro
- ・ CPU : 12th Gen Intel(R) Core(TM) i7-12650H 2.30 GHz
- ・ SSD : 954GB
- ・ メモリ : 16.0GB

2. 基本的な詳細仕様は以下のとおりとする。

- ① スマートフォン : Android14以上のスペックの機器を提案すること。また、次に挙げるものの以外にも運用上必要な付属品があれば、見積りに含めること。

スマートフォン本体-----	3台
スマートフォン用充電器<検針員用>-----	2台
スマートフォン用集合充電器<水道課>-----	1台
USB ケーブル (PC データ通信用) -----	2本
スマートフォン用ソフトケース-----	3個
スマートフォン用ネックストラップ-----	3本
スマートフォン用画面保護フィルム-----	3枚

スマートフォン用 MicroSD カード（データ保存用／予備含む。）	----	4 枚
スマートフォン用モバイルバッテリー	-----	3 個
モバイルプリンタ	-----	3 台
モバイルプリンタ予備バッテリー	-----	1 個
モバイルプリンタ充電器＜検針員用＞	-----	2 台
モバイルプリンタ集合充電器＜本町用＞	-----	1 台
モバイルプリンタキャリングケース	-----	3 個

（４）ソフトウェア

- ① データベースソフト ※各業者任意 水道料金システム構築ソフト
- ② その他システムを稼働させるために必要なソフト

（５）データセンター

1. 本システムは、総合行政ネットワーク ASP サービスで安定して稼働する環境が確保できるものを導入し、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切である内容であること。
2. 総合行政ネットワーク ASP サービスの基本的な詳細仕様は、以下のとおりとする。
 - ① 本システムは、総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されており、公募開始時点で J-LIS のサービスリストに掲載済みであること。
 - ② 各種認証・認定について、以下の仕様を満たすこと。
 - （ア） JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001 に基づく認証を取得していること。
 - （イ） 災害対策基本法指定公共機関に認定されていること。
 - （ウ） 国内法の適用を受けること（日本国内にあること）。
 - ③ 立地条件について、以下の仕様を満たすこと。
 - （ア） 地震、風水災害及び落雷等の自然災害による被害の少ない場所に設置されていること。
 - （イ） 原子力発電所から 30km 圏内に設置されていないこと。
 - （ウ） 上空に航空路がないこと。
 - （エ） 半径 100 メートル以内に、消防法に定める指定数量以上の危険物製造施設または危険物貯蔵施設が設置されていないこと。
 - （オ） 電磁界の被害を受けない場所に設置されていること。
 - （カ） 活断層上に設置されていないこと。
 - （キ） 隣接建物から延焼防止のために十分な距離が保たれていること。
 - ④ 建物について、以下の仕様を満たすこと。

- (ア) 東日本大震災、阪神・淡路大震災クラスの地震にも耐えうる制震構造ビルであること。
 - (イ) JIS 規格に準拠した避雷設備を備えていること。
 - (ウ) 機器に対し外部からの電磁波の影響を受けにくい環境であること。
 - (エ) 建築基準法に規定する耐火建築物であること。
 - (オ) 出水被害から建物および情報システムを保護する構造であること。
- ⑤ セキュリティについて、以下の仕様を満たすこと。
- (ア) サーバ室は無窓化されていること。
 - (イ) 入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備等により、許可されたもののみ入退室が可能なこと。さらにサーバ室への入室はバイオメトリクス認証システムにより行われること。
 - (ウ) 入退室者が各種記録媒体を不正に所持し、持ち出し・持ち込みすることができない体制であること。
 - (エ) サーバラックには、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用していること。
 - (オ) 施設内の電源設備・空調設備・セキュリティ設備等は、常時故障監視がされているとともに巡回監視がされていること。
 - (カ) サーバ室は、複数の監視カメラにて監視可能であること。
 - (キ) 入退出について、設備の運用に従事する人員とそれ以外の人員の入退出管理が明確に区分できる入退出管理の設備等を有していること。また、入退出に関する手順書を有していること。
- ⑥ 電気設備について、以下の仕様を満たすこと。
- (ア) 電力会社から複数回線で受電していること。
 - (イ) 電源設備が冗長化されていること。
 - (ウ) 24 時間以上継続運転が可能な自家発電装置を備えていること。
 - (エ) 停電時に自家発電装置が稼働するまでの間、十分な電力供給が可能な無停電電源装置を備えていること。
- ⑦ 空調設備について、以下の仕様を満たすこと。
- (ア) 収容機器に対して十分な空調能力を有し、温度湿度を一定に保つことができること。
 - (イ) 空調設備は 24 時間 365 日連続稼働可能であること。
 - (ウ) 空調設備は冗長化されていること。
 - (エ) 空調設備及び配水管周りに漏水検知システムを設置していること。
- ⑧ 各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること。

- ⑨クライアントパソコンの OS バージョンアップ等に対応できること。
- ⑩サーバに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- ⑪その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

(6) 対象システム

1. 本システムには、以下を導入するものとする。

- ① 水道料金システム（滞納整理システム含む。）----- 数量 1
- ② スマートフォン検針システム----- 数量 1

※クライアント 2 台を使用する。

※スマートフォンは 3 台（3 ライセンス）を使用する。

※滞納整理強化のため、水道料金システムと滞納整理システムは一体化したシステムであること。別々のシステムは不可とする。

2. 水道料金システムとは以下の業務内容を含むものとする。

（今回提案範囲）

- | | | |
|------------------|-----------------|-------------|
| ・ 検針調定業務 | ・ 請求/収納/過誤納管理業務 | ・ メッセージ管理業務 |
| ・ 滞納管理業務 | ・ メーター管理業務 | ・ 統計業務 |
| ・ 窓口受付業務 | ・ 開閉栓／異動業務 | ・ マスタ管理業務 |
| ・ 操作ログ管理業務 | ・ スマートフォン検針 | |
| ・ 請求書発行管理業務 | ・ 分納管理業務 | ・ 手数料管理業務 |
| ・ 減免金額管理 | ・ スマートメーター連携 | ・ eL-TAX 機能 |
| ・ コンビニエンスストア収納機能 | | |

（今後の拡張範囲）

- | | | |
|------------------|--------------|----------|
| ・ WEB 照会サービス | ・ SMS 配信サービス | ・ 電子申請機能 |
| ・ 料金改定シミュレーション機能 | | |

※見積書には今回提案範囲の金額を全て含めること。今後の拡張範囲については、「当町にとって有益な提案」に記載すること。

※水道料金システムの詳細な機能については、「【様式 2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表」上の機能をすべて備えるものとし、貴社の標準機能以外の項目も貴社負担にてカスタマイズを行い納入すること。なお、公営企業会計システムは株式会社ぎょうせい製を利用しており、水道料金システムとのシームレスな連携を必須とする。

※すべての出力帳票は、ページプリンタで出力可能かつ、プレビュー機能を備えており、現課にて随時印刷可能であるものとする。

3. 本システムから EUC 機能にて容易に Microsoft EXCEL にデータ受渡しできるものとする。

4. スマートフォンについては、検針したデータを本体とカードに同時保存ができるものとし、不測の事態に備えておくことができるものとする。

(7) システム導入に関する構築経費

基本的な詳細仕様は以下のとおりとする。

① システムインストール費

- (ア) 本システムのインストール費
- (イ) 納入ソフトウェアに関するインストール費

② データ移行費

- (ア) 現システムから本システムへのデータ移行費
※既存システムからのデータ抽出費用は本提案には含めない。
- (イ) 本システムのマスタ作成費

③ システムインテグレート費

- (ア) 打ち合わせ・SE 派遣・教育研修等システム導入事前経費

④ 有償カスタマイズ費

- (ア) 「【様式 2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表」を実現するためのカスタマイズ項目を金額欄へ記入した合計金額を含めること。

⑤ 機器搬入設置費・現地調整費

- (ア) 検針機器等ハードウェア機器の搬入設置費及び現地調整費

⑥ 上記以外本システム導入に係る経費

(8) 保守サポートについて

1. 信頼性の高いサポート体制によりハードウェア、パッケージについての保守、運用支援等システムが正常に稼働するために必要な保守作業を行う。
また、保守員は契約業者（＝開発会社）が行い、迅速かつ確実なサポートが行えること。
2. パッケージシステムでトラブルが発生した場合には、直ちに対応できるものとする。
3. サーバの操作に関して業務中に生じた疑義に対し、電話等を通じて回答できる保守窓口を設けること。
4. 障害回復時等、保守作業の前後にその作業内容や障害原因等を文書にて本町へ報告すること。
5. パッケージシステムに対し以下のサポート保守が行えること。
 - ① パッケージシステムの最新版提供
 - ② パッケージシステムのバージョンアップ提供
 - ③ パッケージシステムのバージョンアップ作業
 - ④ 本システムに関する問合せ対応
 - ⑤ 水道の実務、経理、事例等についての問合せ対応や運用相談
 - ⑥ 水道関係法令や条例、法改正に関する問合せ対応

- ⑦ 本稼働、仮稼働や月次等重要な処理での立会い

6. ハードウェア保守については以下のとおりとする。

- ① 保守対象は、検針機器等ハードウェア機器とする。
- ② 保守を行う期間は、5年間以上とする。
- ③ 保守を行う時間帯は、平日（月曜日～金曜日）午前8時30分～午後5時15分かつ
当日訪問（現地対応）修理を実施できること。
- ④ 緊急時において至急本町に赴ける保守体制にあること。保守員が当日中に対応ができる体制を整えられること。

（9）履行要件

①成果物

納入成果物は以下の表のとおりとする。納入成果物の内容については、本町と協議のうえ、取り決めるものとする。

項	成果物	数量	形式
1	本システム	一式	電子ファイル（CD, DVD）
2	導入ソフトウェア	一式	電子ファイル（CD, DVD）
3	操作マニュアル	一式	電子ファイル（CD, DVD）
4	業務計画書	一式	紙、電子ファイル（CD, DVD）
5	導入スケジュール	一式	紙、電子ファイル（CD, DVD）
6	打ち合わせ議事録	一式	紙、電子ファイル（CD, DVD）
7	データ移行結果報告書	一式	紙、電子ファイル（CD, DVD）
8	成果物一覧表	一式	電子ファイル（CD, DVD）

納入期限

令和9年3月31日とする。ただし、システム構築及び導入の工程に対して履行期間が明らかに不足する場合は、協議の上履行期限の延期を行うものとする。

③ 納入場所

本町が指定する場所とする。ただし、詳細は別途協議の上、決定するものとする。

④ 検査方法

共同により検査を行うものとする。検査の結果、不適合となった場合には、速やかに指摘事項を修正し、再納入すること。

⑤ その他

その他の納入成果物や編集方法等は、本町と協議の上、決定するものとする。

(10) その他

1. 本町にて準備や作業が必要となるもの、仕様内容と異なるものについて必ず明記するものとし、記述のないものについては受託者が負担するものとする。
2. 仕様条件や明記された内容が相違した場合は、本町と協議した上で対応する。
3. 受託者は、本システム稼働までに発生した仕様変更（法改正、新技術の適用、本システムの性能及び品質向上に伴う設計変更等）に対しては本仕様書を遵守し、本町と協議した上で対応する。その対応に伴う経費については今回の見積額に含むものとする。
4. 本仕様書に定めない事項については、本町と協議の上、決定する。

以上